

2022年 4月 4日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部

執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



安全衛生委員会について (7)

尾原社長の命を受けてと思われる「業務G r . 伊東雅弘」氏名による、本年4月1日付「貴組合『安全衛生委員会について (6) 』につきまして」と題する書面を拝受致しました。重ねて下記のとおり要求致します。

記

- 1 上記書面では「バランス」なる「理由」により貴社が安全衛生委員の指名をなさりたい旨述べた上で、定員数を示されようとせず、「10名以上の推薦」を繰り返し求めておられます。安衛法第19条4項では、「過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。」と定めているのであり、当労組としては定数も分からない状態で推薦することは不可能と考えます。

労働者の過半数を代表する者が推薦する条件を整えるよう求めているのですから、その条件を整えられることが貴社の責任ではありませんか。貴社が、「バランス」が必要と考えられるのであれば、伊東氏のように従業員側に求めるのではなく、貴社の側でバランスをとられれば済むことであると考えます。

伊東氏か貴社代表者かは知りませんが、敢えて推薦できないことを承知で「10名以上」の推薦を繰り返し求める無駄は、単に安全衛生委員会の発足が遅れる

に留まらず、職場の安全や衛生について真面目に守ろうとしているとは到底考えられない不毛の論議であります。

つべこべ屁理屈を並べていないで速やかに、会社にとって必要な安全衛生委員会発足に努められるよう求めるものであります。

- 2 上記書面では、当労組が理由にならない理由で推薦を拒んでいるかのように主張しておられますが、「業務Gr. 伊東雅弘」氏こそ、「理由と」ならない理由で業務推進を拒んでおられるとしか言い様がありません。

速やかに団体交渉を開催し、安全衛生委員会の責任と役割について協議するとともに、そのためにも「定数」を示されるよう重ねて要求致します。

以 上